

国際ユニヴァーサルデザイン研究学院設置要綱

(目的)

第1条 一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会(IAUD)は、一人ひとりの人間性を尊重した安全・安心な社会環境づくりの実現を目指し、多様性の包摂を実現した共生社会の創造を到達目標として、私たちを取り巻く様々な課題の解決のために行動する人材の育成を図るため、国際ユニヴァーサルデザイン研究学院(International Institute for Universal Design)を設置する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会(IAUD)とする。

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、次のいずれかに該当している者とする。

- (1) 大学または短期大学を卒業している。
- (2) 企業や団体に就職している、または過去に就職した経験がある。
- (3) IAUD ユニヴァーサルデザイン検定中級に合格している。

(授業形態)

第4条 講義は基本的に全てオンライン授業とする。各科目の初回授業はリアルタイムでのオンライン受講とし、2回目以降についてはオンデマンド視聴も可能とする。演習についても原則としてオンライン授業とするが、場合により対面での実施も可能とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は1年間(前期15週、後期15週で合わせて30週)とする。

(受講料)

第6条 受講料は年間660,000円とする。ただし、IAUD会員と学生は割引を適用し、IAUD会員は528,000円、学生は330,000円とする。

(修了認定)

第7条 到達目標を達成したと認められる者には、ディプロマ(修了証書)を授与する。ディプロマ(DipUD)修得に必要な単位は、16単位(必修科目8単位、選択科目8単位)とする。

(受講の申込み)

第8条 受講を希望する者は、受講申込書を一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会(IAUD)に提出する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)10月10日から施行する。